別表第４

学歴、免許等の資格	区分
大学卒	⑴　外国において、学校教育における 16 年の課程を修了 ⑵　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 ⑶　防衛省設置法による防衛大学校又は防衛医科大学校の卒業 ⑷　独立行政法人水産大学校法による独立行政法人水産大学校の卒業 ⑸　国土交通省組織令による海上保安大学校の卒業 ⑹　職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程の修了 ⑺　国土交通省組織令による気象大学校の大学部の卒業 ⑻　学校教育法による大学に３年以上在学し、大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者 ⑼　前各号に掲げるもののほか、これに相当すると総務局長が認めるもの
短大卒	⑴　外国において、学校教育における 14 年の課程を修了 ⑵　短期大学校・教育施設等の卒業（次に掲げる施設等のうち修業年限が２年以上のものに限る。） ア　都道府県が農林水産大臣と協議して昭和 56 年度以降に設置した平成６年法律第 87 号による改正前の農業改良助長法第 14 条第１項第３号に掲げる事業等を行う旧農民研修教育施設 イ　農業改良助長法第 14 条第１項第４号に掲げる事業を行う農業講習施設 ウ　森林法施行令に基づき農林水産大臣が指定する教育機関 エ　職業能力開発促進法に基づき国が設置した職業能力開発短期大学校 ⑶　学校教育法による専修学校の専門課程のうち修業年限が２年以上であり、かつ 1600 時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件とするものの卒業 ⑷　次に掲げる施設の卒業等（保育士に限る。） ア　児童福祉法施行令第 13 条第１項第１号に規定する厚生労働大臣の指定した保育士を養成する学校その他の施設（大学を除く。）の卒業 イ　教育職員免許法別表第１備考第３号の規定に基づく教員養成機関を卒業し、幼稚園教諭普通免許状を取得した者 ⑸　学校教育法による高等専門学校の卒業 ⑹　前各号に掲げるもののほか、これに相当すると総務局長が認めるもの
高校卒	⑴　通常の課程による 12 年の学校教育を修了 ⑵　外国において、学校教育における 12 年の課程を修了 ⑶　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了

	⑷　専修学校の高等課程の修業年限３年以上の課程で文部科学大臣が指定したものを修了 ⑸　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験の合格（旧大学入学資格検定規定による大学入学資格検定の合格を含む。）（18 歳に達した日の属する年度の翌年度の４月１日より前に合格した場合にあっては、同日を合格日とみなす。） ⑹　前各号に掲げるもののほか、これに相当すると総務局長が認めるもの